

アセキノシル (案)

1. 品目名：アセキノシル (Acequinocyl)

2. 用途：殺虫剤

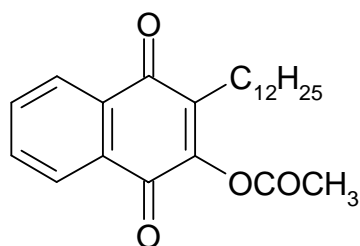
ナフトキノン骨格を有する殺ダニ剤であり、ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害することにより効果を示すと考えられている。

3. 化学名：

3-dodecyl-1,4-dihydro-1,4-dioxo-2-naphthyl acetate (IUPAC)

2-(acetyloxy)-3-dodecyl-1,4-naphthalenedione (CAS)

4. 構造式及び物性



分子式	$C_{24}H_{32}O_4$
分子量	384.5
水溶解度	6.7×10^{-6} g/L (25°C)
分配係数	$\log_{10}Pow \geq 6.2$ (25°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

また、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づき、とうがらしに係る残留基準の設定が要請されている。

(1) 国内での使用方法

15%アセキノシルフロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アセキノシルを含む農薬の総使用回数
かんきつ	ミカンハダニ チャノホコリダニ ミカンサビダニ	1000～ 1500倍	200～700 L/10a	収穫7日前まで	1回	散布	1回
りんご	ナミハダニ リンゴハダニ			収穫前日まで			
なし	ハダニ類 ニセナシサビダニ	1000倍		収穫7日前まで			
もも	ハダニ類	1000～ 1500倍		収穫7日前まで			
	モモサビダニ	1000倍		収穫3日前まで			
ネクタリン	ハダニ類	1000～ 1500倍		収穫3日前まで			
	モモサビダニ	1000倍		収穫3日前まで			
すもも	ハダニ類	1000～ 1500倍		収穫3日前まで			
おうとう				収穫7日前まで			
ぶどう				収穫14日前まで			
きゅうり うり類			150～300 L/10a	収穫前日まで			
なす	チャノホコリダニ	1000倍					
すいか メロン	ハダニ類	1000～ 1500倍	200～700 L/10a	収穫7日前まで			
かぼちや		1000倍		収穫3日前まで			
あけび (果実)		1000倍	200～700 L/10a	収穫30日前まで			
さんしょう (果実)				1000～ 1500倍	収穫3日前まで		
やまのいも		1500倍	150～300 L/10a	収穫7日前まで			
あずき		1500倍		収穫21日前まで			
しそ		1000～ 1500倍	収穫前日まで				
いちご		1000倍	200～700 L/10a	収穫3日前まで			
パパイヤ		カンザワハダニ	1000倍	200～400 L/10a	収穫7日前まで		
マンゴー					150～300 L/10a	収穫21日前まで	
茶	ハダニ類	1000倍	150～300 L/10a	収穫21日前まで			
食用パンジー							

(2) 海外での使用方法

【韓国：15%アセキノシル 液状水和剤】

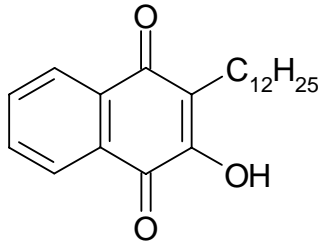
作物名	適用病害虫名	製剤使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
とうがらし	チャノホコリダニ	1000倍、 150～250 g/10a	収穫3日前まで	2回以内	散布

6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ アセキノシル
- ・ 3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン (以下、代謝物 AKM-05 という。)



代謝物 AKM-05

② 分析法の概要

試料をアセトン・塩酸混液と混合攪拌し、濾過してアセキノシル及び主要代謝物を抽出、濃縮した後、ヘキサンに転溶する。このヘキサン溶液を濃縮乾固し、シリカゲルカラムにより酢酸エチル／ヘキサン混合液でアセキノシルを溶出する。次いで水／アセトニトリル混合液で代謝物 AKM-05 を溶出し、C18 カラム及びアルミナカラムで精製し、それぞれ HPLC (UV または MS) で定量する。

定量限界 アセキノシル : 0.01~0.1 ppm
 代謝物 AKM-05 : 0.01~0.2 ppm

代謝物 AKM-05 の上記の定量限界と以下に示す残留量については、換算係数 1.12 を用いてアセキノシルに換算した値である。

(2) 作物残留試験結果

各試験結果において、アセキノシル及び代謝物 AKM-05 の残留量の和が最大になったときの合計値をアセキノシルの最大残留量として記載した。また、このときの各分析対象化合物の残留量を参考として示した。

① 温州みかん

温州みかん(果肉)を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(500, 600L/10a)したところ、散布後7~30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.03、0.03 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.02、0.01 ppm
代謝物 AKM-05 : <0.01、<0.02 ppm

温州みかん(果皮)を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(500,600L/10a)したところ、散布後7~30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 1.92、3.00 ppm

(参考) アキセノシル本体 : 1.76、2.62 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.16、0.38 ppm

②りんご

りんご(果実)を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(500L/10a)したところ、散布後6~30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.23、0.26 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.22、0.24 ppm
代謝物 AKM-05 : <0.01、0.02 ppm

③夏みかん

夏みかん(果肉)を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(400,600L/10a)したところ、散布後7~45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.03、0.05 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.01、0.03 ppm
代謝物 AKM-05 : <0.02、<0.02 ppm

夏みかん(果皮)を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(400,600L/10a)したところ、散布後7~45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 2.50、1.38 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 2.42、1.34 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.08、0.04 ppm

夏みかん (果実全体)^{注3)}を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(400,600L/10a)したところ、散布後7~45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.91、0.44 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.88、0.41 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.03、<0.03 ppm

夏みかん (果肉)を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(500,400L/10a)したところ、散布後14~45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.04、0.05 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.02、0.03 ppm
代謝物 AKM-05 : <0.02、<0.02 ppm

夏みかん (果皮)を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(500,400L/10a)したところ、散布後14~45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 1.95、1.64 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 1.80、1.49 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.15、0.15 ppm

夏みかん (果実全体)^{注3)}を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(500,400L/10a)したところ、散布後14~45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.64、0.52ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.60、0.47 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.04、0.05 ppm

④レモン

レモン (果実) を用いた作物残留試験 (1 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 2 回散布 (500L/10a) したところ、散布後 8~42 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.41 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.35 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.06 pp

⑤かぼす

かぼす (果実) を用いた作物残留試験 (1 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 2 回散布 (400L/10a) したところ、散布後 7~43 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.29 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.22 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.07 ppm

⑥すだち

すだち (果実) を用いた作物残留試験 (1 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 2 回散布 (500L/10a) したところ、散布後 7~44 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.46 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.39 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.07 ppm

⑦なし

なし (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 2 回散布 (400, 500L/10a) したところ、散布後 7~28 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.77、0.28ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.75、0.26 ppm
代謝物 AKM-05 : <0.02、0.02 ppm

なし (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 2 回散布 (500, 400L/10a) したところ、散布後 7~28 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 0.35、0.31 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.33、0.30 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.02、<0.01 ppm

なし (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 1 回散布 (500L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル : 0.44、0.18 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 0.42、0.16 ppm
代謝物 AKM-05 : <0.02、<0.02 ppm

⑧もも

もも (果肉) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 2 回散布 (500, 400L/10a) したところ、散布後 7~14 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : <0.03、0.03 ppm

(参考) アセキノシル本体 : <0.01、0.01 ppm
代謝物 AKM-05 : <0.02、<0.02 ppm

もも (果皮) を用いた作物残留試験 (2 例) において、15%フロアブルの 1000 倍希釈液を計 2 回散布 (500, 400L/10a) したところ、散布後 7~14 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル : 2.06、4.01 ppm

(参考) アセキノシル本体 : 1.57、3.62 ppm
代謝物 AKM-05 : 0.49、0.39 ppm

⑨おうとう

おうとう（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(500L/10a)したところ、散布後7~28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：0.44、0.57 ppm

(参考) アセキノシル本体：0.38、0.52 ppm

代謝物 AKM-05：0.06、0.05 ppm

⑩なす

なす（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(200L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：0.49、0.35 ppm

(参考) アセキノシル本体：0.44、0.32 ppm

代謝物 AKM-05：0.05、0.03 ppm

なす（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(200L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：0.23、0.32 ppm

(参考) アセキノシル本体：0.16、0.28 ppm

代謝物 AKM-05：0.07、0.04 ppm

⑪すいか

すいか（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布(200L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：<0.03、<0.03 ppm

(参考) アセキノシル：<0.01、<0.01 ppm

代謝物 AKM-05：<0.02、<0.02 ppm

⑫メロン

メロン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布（200, 350L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：<0.03、<0.03 ppm

（参考）アセキノシル本体：<0.01、<0.01 ppm

代謝物 AKM-05：<0.02、<0.02 ppm

⑬茶

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布（400L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：32.9、4.8 ppm

（参考）アセキノシル本体：14.4、1.24 ppm

代謝物 AKM-05：18.5、3.6 ppm

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布（400L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：3.6、14.3 ppm

（参考）アセキノシル本体：0.88、4.93 ppm

代謝物 AKM-05：2.7、9.4 ppm

⑭きゅうり

きゅうり（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を計2回散布（200, 250L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

アセキノシル：0.08、0.11 ppm

（参考）アセキノシル本体：0.06、0.09 ppm

代謝物 AKM-05：0.02、0.02 ppm

⑮ぶどう

ぶどう（果実）を用いた作物残留試験(1例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布(300L/10a)したところ、散布後14~28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：0.14 ppm

(参考) アセキノシル本体：0.07 ppm

代謝物 AKM-05：0.07 ppm

ぶどう（果実）を用いた作物残留試験(1例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布(300L/10a)したところ、散布後14~28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：0.14 ppm

(参考) アセキノシル：0.10 ppm

代謝物 AKM-05：0.04 ppm

⑯すもも

すもも（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布(300L/10a)したところ、散布後3~21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：0.05、0.28 ppm

(参考) アセキノシル本体：0.03、0.26 ppm

代謝物 AKM-05：<0.02、0.02 ppm

⑰さんしょう

さんしょう（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布(300L/10a)したところ、散布後30~60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：0.28、0.78 ppm

(参考) アセキノシル本体：0.22、0.72 ppm

代謝物 AKM-05：<0.06、<0.06 ppm

⑱あけび

あけび（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布（500L/10a）したところ、散布後3～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：0.69、0.81 ppm

（参考）アセキノシル本体：0.58、0.74 ppm

代謝物 AKM-05：0.11、0.07 ppm

⑲かぼちゃ

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布（250, 200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：<0.10、0.16 ppm

（参考）アセキノシル本体：<0.05、0.11 ppm

代謝物 AKM-05：<0.05、<0.05 ppm

⑳ネクタリン

ネクタリン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布（400, 600L/10a）したところ、散布後3～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：、0.36、0.30 ppm

（参考）アセキノシル：0.22、0.25 ppm

代謝物 AKM-05：0.14、0.05 ppm

㉑やまのいも

やまのいも（塊茎）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布（300, 200L/10a）したところ、散布後3～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル:<0.03、<0.03 ppm

（参考）アセキノシル本体:<0.01、<0.01 ppm

代謝物 AKM-05:<0.02、<0.02 ppm

②② あずき

あずき（子実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布(150,300L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：<0.03、0.20 ppm

(参考) アセキノシル本体：<0.01、0.08 ppm

代謝物 AKM-05：<0.02、0.12 ppm

②③ しそ

しそ（葉）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1500倍希釈液を1回散布(200L/10a)したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：4.8、2.2 ppm

(参考) アセキノシル本体：4.4、2.0 ppm

代謝物 AKM-05：0.4、0.2 ppm

②④ いちご

いちご（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布(200L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：0.43、0.71 ppm

(参考) アセキノシル本体：0.40、0.65 ppm

代謝物 AKM-05：0.03、0.06 ppm

②⑤ パパイヤ

パパイヤ（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布(200,111L/10a)したところ、散布後3~14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル：0.45、0.42

(参考) アセキノシル本体：0.40、0.34 ppm

代謝物 AKM-05：<0.05、0.08 ppm

②⑥ マンゴー

マンゴー（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布（300L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル:0.17、0.19 ppm

（参考）アセキノシル：<0.04、<0.04 ppm

代謝物 AKM-05：0.13、0.15 ppm

②⑦ 食用パンジー

食用パンジー（花全体）を用いた作物残留試験（2例）において、15%フロアブルの1000倍希釈液を1回散布（178,200L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

アセキノシル:0.11、0.27 ppm

（参考）アセキノシル本体：0.06、0.22 ppm

代謝物 AKM-05：<0.05、<0.05 ppm

なお、これらの国内で実施された作物残留試験成績の結果の概要を、別紙1—1に、海外で実施された結果の概要を別紙1—2にまとめた。

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

注2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適応範囲内で実施されていない条件を斜線で示した。

注3) 夏みかんの果実全体の値は、果肉及び果皮の平均値から算出している。

7. 乳牛における残留試験結果

乳牛に対して、飼料中濃度としてアセキノシル5、15及び50 ppm相当を含有するゼラチンカプセルを28日間にわたり摂食させ、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓中のアセキノシル及び代謝物 AKM-05 を測定した。また、牛乳については、投与2日前及び1日前並びに投与開始後、1、4、8、12、16、20、24及び28日目に搾乳したものを測定した。（定量限界：アセキノシル及び代謝物 AKM-05 をアセキノシル換算したものの和として0.02 ppm）。結果については表1参照。

表 1. 組織中の最大残留 (ppm) ※

	5ppm 投与群	15ppm 投与群	50ppm 投与群
筋肉	<0.02	<0.02	<0.02
脂肪	0.025	0.030	0.084
肝臓	0.029	0.035	0.075
腎臓	<0.02	<0.02	0.034
牛乳	<0.02	<0.02	<0.02

※最大残留量はアセキノシル及び代謝物 AKM-05 をアセキノシル換算したものの和。また、牛乳の残留量は全採取日の平均値。

上記の結果に関連して、米国においては、肉牛及び乳牛における最大理論的飼料由来負荷 (MTDB^{注)}) をそれぞれ 1.22ppm 及び 0.72ppm としている。

注) 最大理論的飼料由来負荷 (Maximum Theoretical Dietary Burden : MTDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大量。飼料中残留濃度として表示される。

(参考 : Residue Chemistry Test Guidelines OPPTS 860.1480 Meat/Milk/Poultry/Eggs)

8. ADI の評価

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 7 月 13 日付け厚生労働省発食安第 0713005 号により食品安全委員会あて意見を求めたアセキノシルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 2.25 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2 年間

安全係数 : 100

ADI : 0.022 mg/kg 体重/day

9. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご・なし・かんきつ・いちご等に、EU においてりんご・アーモンド・かんきつ等に基準値が設定されている。

10. 基準値案

(1) 残留の規制対象

アセキノシル及び代謝物 AKM-05

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてアセキノシル（親化合物）及び代謝物 AKM-05 を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

別紙2中で「基準値現行」の欄において0.02 ppmの基準値を設定している農産物等（アーモンド、その他のナッツ及び畜産物は除く）は、本来、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」（一律基準）である0.01 ppmで規制するところ、分析法の状況を考慮し、0.01 ppmまでの分析が困難と考えられたことから0.02 ppmの残留基準を設定したものである。今回、本剤については0.01 ppmまでの分析が可能となったことから、0.02 ppmの基準を削除し、一律基準（0.01 ppm）で規制することとした。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のアセキノシルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMDI / ADI (%) ^{注)}
国民平均	18.4
幼小児（1～6歳）	40.1
妊婦	18.0
高齢者（65歳以上）	22.3

注) TMDI 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

高齢者については畜産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

アセキノシル国内作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注)	各化合物の残留量 (ppm) 【アセキノシル本体/代謝物AKM-05】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
温州みかん (果肉)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、600L/10a	2回	7, 14, 21, 30日	圃場A:0.03 (2回7日) (#) 圃場B:0.03 (2回7日) (#)	圃場A : 0.02/<0.01 圃場B : 0.01/<0.02
温州みかん (果皮)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、600L/10a	2回	7, 14, 21, 30日	圃場A:1.92 (2回14日) (#) 圃場B:3.00 (2回14日) (#)	圃場A : 1.76/0.16 圃場B : 2.62/0.38
りんご (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a	2回	6, 14, 22, 30日 7, 14, 21, 30日	圃場A:0.23 (2回30日) (#) 圃場B:0.26 (2回7日) (#)	圃場A : 0.22/<0.01 圃場B : 0.24/0.02
夏みかん (果肉)	2	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a 1000倍散布、600L/10a	2回	7, 16, 21, 30, 44日 7, 14, 21, 30, 45日	圃場A:0.03 (2回7日) (#) 圃場B:0.05 (2回7日) (#)	圃場A : 0.01/<0.02 圃場B : 0.03/<0.02
夏みかん (果皮)	2	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a 1000倍散布、600L/10a	2回	7, 16, 21, 30, 44日 7, 14, 21, 30, 45日	圃場A:2.50 (2回7日) (#) 圃場B:1.38 (2回7日) (#)	圃場A : 2.42/0.08 圃場B : 1.34/0.04
夏みかん (果実全体)	2	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a 1000倍散布、600L/10a	2回	7, 16, 21, 30, 44日 7, 14, 21, 30, 45日	圃場A:0.91 (2回7日) (#) 圃場B:0.44 (2回7日) (#)	圃場A : 0.88/0.03 圃場B : 0.41/<0.03
夏みかん (果肉)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、400L/10a	2回	14, 21, 30, 45日	圃場A:0.04 (2回45日) (#) 圃場B:0.05 (2回14日) (#)	圃場A : 0.02/<0.02 圃場B : 0.03/<0.02
夏みかん (果皮)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、400L/10a	2回	14, 21, 30, 45日	圃場A:1.95 (2回14日) (#) 圃場B:1.64 (2回14日) (#)	圃場A : 1.80/0.15 圃場B : 1.49/0.15
夏みかん (果実全体)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、400L/10a	2回	14, 21, 30, 45日	圃場A:0.64 (2回14日) (#) 圃場B:0.52 (2回14日) (#)	圃場A : 0.60/0.04 圃場B : 0.47/0.05
レモン (果実)	1	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a	2回	8, 14, 22, 28, 42日	圃場A:0.41 (2回14日) (#)	圃場A : 0.35/0.06
かぼす (果実)	1	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a	2回	7, 14, 21, 31, 43日	圃場A:0.29 (2回7日) (#)	圃場A : 0.22/0.07
すだち (果実)	1	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a	2回	7, 14, 21, 28, 44日	圃場A:0.46 (2回7日) (#)	圃場A : 0.39/0.07
なし (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a 1000倍散布、500L/10a	2回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.77 (2回7日) (#) 圃場B:0.28 (2回7日) (#)	圃場A : 0.75/<0.02 圃場B : 0.26/0.02
なし (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、400L/10a	2回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.35 (2回7日) (#) 圃場B:0.31 (2回7日) (#)	圃場A : 0.33/0.02 圃場B : 0.30/<0.01
なし (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A:0.44 圃場B:0.18	圃場A : 0.42/<0.02 圃場B : 0.16/<0.02

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注)	各化合物の残留量 (ppm) 【アピキシル本体/代謝物AKM-05】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
もも (果肉)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、400L/10a	2回	7, 14日	圃場A:<0.03 (2回7日) (#) 圃場B:0.03 (2回7日) (#)	圃場A:<0.01/<0.02 圃場B:0.01/<0.02
もも (果皮)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a 1000倍散布、400L/10a	2回	7, 14日	圃場A:2.06 (2回7日) (#) 圃場B:4.01 (2回7日) (#)	圃場A:1.57/0.49 圃場B:3.62/0.39
おうとう (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a	2回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.44 (2回7日) (#) 圃場B:0.57 (2回7日) (#)	圃場A:0.38/0.06 圃場B:0.52/0.05
なす (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、200L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:0.49 (2回1日) (#) 圃場B:0.35 (2回1日) (#)	圃場A:0.44/0.05 圃場B:0.32/0.03
なす (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、200L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:0.23 (2回1日) (#) 圃場B:0.32 (2回1日) (#)	圃場A:0.16/0.07 圃場B:0.28/0.04
すいか (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、200L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:<0.03 (2回1日) (#) 圃場B:<0.03 (2回1日) (#)	圃場A:<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/<0.02
メロン (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、200L/10a 1000倍散布、350L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:<0.03 (2回1日) (#) 圃場B:<0.03 (2回1日) (#)	圃場A:<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/<0.02
茶 (荒茶)	2	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A:32.9 (2回7日) (#) 圃場B:4.8 (2回7日) (#)	圃場A:14.4/18.5 圃場B:1.24/3.6
茶 (荒茶)	2	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A:3.6 (2回7日) (#) 圃場B:14.3 (2回7日) (#)	圃場A:0.88/2.7 圃場B:4.93/9.4
きゅうり (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、200L/10a 1000倍散布、250L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:0.08 (2回1日) (#) 圃場B:0.11 (2回1日) (#)	圃場A:0.06/0.02 圃場B:0.09/0.02
ぶどう (果実)	1	15%フロアブル	1000倍散布、300L/10a	1回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.14	圃場A:0.07/0.07
ぶどう (果実)	1	15%フロアブル	1000倍散布、300L/10a	1回	14, 21, 28日	圃場A:0.14	圃場A:0.10/0.04
すもも (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、300L/10a	1回	3, 7, 14, 21日	圃場A:0.05 圃場B:0.28 (1回7日)	圃場A:0.03/<0.02 圃場B:0.26/0.02
さんしょう (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、300L/10a	1回	7, 14, 21, 30, 44日 7, 15, 21, 30, 45, 60日	圃場A:0.28 圃場B:0.78	圃場A:0.22/<0.06 圃場B:0.72/<0.06
あけび (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、500L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A:0.69 (1回7日) 圃場B:0.81 (1回7日)	圃場A:0.58/0.11 圃場B:0.74/0.07
かぼちゃ (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、250L/10a 1000倍散布、200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A:<0.10 圃場B:0.16	圃場A:<0.05/<0.05 圃場B:0.11/<0.05

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注)	各化合物の残留量 (ppm) 【アセキノシル本体／代謝物AKM-05】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
ネクタリン (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、400L/10a 1000倍散布、600L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A:0.36 圃場B:0.30	圃場A : 0.22/0.14 圃場B : 0.25/0.05
やまのいも (塊茎)	2	15%フロアブル	1000倍散布、300L/10a 1000倍散布、200L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A:<0.03 圃場B:<0.03	圃場A : <0.01/<0.02 圃場B : <0.01/<0.02
あずき (子実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、150L/10a 1000倍散布、300L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A:<0.03 圃場B:0.20	圃場A : <0.01/<0.02 圃場B : 0.08/0.12
しそ (葉)	2	15%フロアブル	1500倍散布、200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A:4.8 圃場B:2.2	圃場A : 4.4/0.4 圃場B : 2.0/0.2
いちご (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A:0.43 圃場B:0.71 (1回3日)	圃場A : 0.40/0.03 圃場B : 0.65/0.06
パパイヤ (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、200L/10a 1000倍散布、111L/10a	1回	3, 7, 14日	圃場A:0.45 (1回7日) 圃場B:0.42	圃場A : 0.40/<0.05 圃場B : 0.34/0.08
マンゴー (果実)	2	15%フロアブル	1000倍散布、300L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A:0.17 圃場B:0.19	圃場A : <0.04/0.13 圃場B : <0.04/0.15
食用パンジー (花全体)	2	15%フロアブル	1000倍散布、178L/10a 1000倍散布、200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A:0.11 圃場B:0.27	圃場A : 0.06/<0.05 圃場B : 0.22/<0.05

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

注) 「最大残留量」欄に記載した残留値は、アセキノシル本体及び代謝物AKM-05をアセキノシルに換算したものの和。各化合物の残留量については、「各化合物の残留量」の欄に示した。

アセキノシル 海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ※
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
りんご (果実)	24	15%フロアブル	0.3 lb ai/A (0.6 lb ai/A/season)	2回	14	0.025-0.226
なし (果実)	14	15%フロアブル	0.3 lb ai/A (0.6 lb ai/A/season)	2回	14	0.011-0.049
アーモンド (種実)	5	15%フロアブル	0.3 lb ai/A (0.336 kg/ha)	2回	7~35日	圃場1 : <0.02
						圃場2 : <0.02
						圃場3 : <0.02
						圃場4 : <0.02
						圃場5 : <0.02
ペカン (種実)	5	15%フロアブル	0.3 lb ai/A (0.336 kg/ha)	2回	7~35日	圃場1 : <0.02
						圃場2 : <0.02
						圃場3 : <0.02
						圃場4 : <0.02
						圃場5 : <0.02
とうがらし (果実)	1	10%フロアブル	1000倍希釈 250L/10a	2回	3, 5, 7日	圃場1:0.58

※最大残留値は、アセキノシル及び代謝物AKM-05をアセキノシルに換算したものの和

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.5	0.02	申			<0.03,0.2
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そらまめ		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ	0.2	0.02	申			<0.03,<0.03
さといも類		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	1 1.0	1 0.02 1 1	○		1.0 韓国	0.49(#),0.35(#) /0.23(#),0.32(#) 【0.58(韓国とうがらし)】
きゅうり かぼちや しろり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	0.5 0.5 0.7 0.1 0.1 0.1 0.7	0.5 1 1 0.1 0.1 0.1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0.08(#),0.11(#)($\$$) 0.16,<0.10 きゅうりの残留値の2倍 にて緊急登録 (農林水産省からの理 由書による要請) <0.03(#),<0.03(#) <0.03(#),<0.03(#) (メロン参照) しろりの緊急登録と同 期化した対応 (農林水産省からの理 由書による要請)
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.02 0.02 0.02				
その他の野菜	0.7	1	○			0.11/0.27($\$$) (食用バンジー)
みかん なつみかん なつみかんの外果皮 なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 2 1 2 2 2 2 1	0.2 2 1 2 2 2 2 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0.20 アメリカ 0.20 アメリカ 0.20 アメリカ 0.20 アメリカ 0.20 アメリカ	0.03(#),0.03(#) 0.91(#),0.44(#)/ 0.64(#),0.52(#) 0.41(#) (なつみかん果実全体 参照) (なつみかん果実全体 参照) (なつみかん果実全体 参照) 0.29(#)(かぼす) 0.46(#)(すだち)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	1	1	○		0.40 アメカ	0.23(#),0.26(#) 【0.025-0.226(n=24)】
日本なし	1	2	○		0.40 アメカ	0.77(#),0.28(#)/ 0.31(#),0.35(#)/ 0.44,0.18 (日本なし参照)
西洋なし	1	2	○		0.40 アメカ	【0.011-0.049(n=12)】
マルメロ	0.4	2			0.40 アメカ	【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	0.4	0.1			0.40 アメカ	【米国りんご、西洋なし参照】
もも	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
ネクタリン	1	2	○			0.36,0.30
あんず(アプリコットを含む)		2				
すもも(プルーンを含む)	0.7	1	○			0.05,0.28(\$)
うめ		2				
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○			0.44(#),0.57(#)
いちご	2	2	○		0.40 アメカ	0.43,0.71
ラズベリー		2				
ブラックベリー		2				
ブルーベリー		2				
クランベリー		2				
ハuckleベリー		2				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう	0.5	0.5	○		1.6 アメカ	0.14/0.14
かき		2				
バナナ		2				
キウイ		0.1				
パパイヤ	1	2	○			0.45,0.42
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー	0.5	2	○			0.17,0.19
パッションフルーツ		2				
なつめやし		2				
その他の果実	2	2	○			0.69,0.81(あけび)
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり	0.02	0.02			0.02 アメカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02	0.02			0.02 アメカ	【<0.02(n=5)】
アーモンド	0.02	0.02			0.02 アメカ	【<0.02(n=5)】
くるみ	0.02	0.02			0.02 アメカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02 アメカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	40	50	○			32.9(#)\$,4.8(#) /3.6(#),14.3(#)
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	2	○			0.3,0.8(さんしょう)
その他のハーブ	10	1	申			1.92(#),3.00(#)(みかんの果皮)
牛の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ
牛の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ
牛の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセキノシル推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
小豆類	0.5	0.7	0.3	0.1	1.4
やまいも (長いも)	0.2	0.5	0.1	0.3	0.9
なす	1	4.0	0.9	3.3	5.7
その他のなす科野菜	1.0	0.2	0.1	0.1	0.3
きゅうり (ガーキンを含む)	0.5	8.2	4.1	5.1	8.3
かぼちや (スカッシュを含む)	0.5	4.7	2.9	3.5	5.8
しろうり	0.7	0.2	0.1	0.1	0.6
ずいか	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
まくわうり	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のうり科野菜	0.7	0.4	0.1	1.6	0.5
その他の野菜	0.7	8.8	6.8	6.7	8.5
みかん	0.2	8.3	7.1	9.2	8.5
なつみかんの果実全体	2	0.2	0.2	0.2	0.2
レモン	1	0.3	0.2	0.3	0.3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	2	0.8	1.2	1.6	0.4
グレープフルーツ	2	2.4	0.8	4.2	1.6
ライム	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	1	0.4	0.1	0.1	0.6
りんご	1	35.3	36.2	30.0	35.6
日本なし	1	5.1	4.4	5.3	5.1
西洋なし	1	0.10	0.10	0.10	0.10
マルメロ	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
びわ	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	0.1	0.1	0.1	0.4	0.0
ネクタリン	1	0.1	0.1	0.1	0.1
すもも (ブルーを含む)	0.7	0.1	0.1	1.0	0.1
おうとう (チェリーを含む)	2	0.2	0.2	0.2	0.2
いちご	2	0.6	0.8	0.2	0.2
ぶどう	0.5	2.9	2.2	0.8	1.9
パパイヤ	1	0.1	0.1	0.1	0.1
マンゴー	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の果実	2	7.8	11.8	2.8	3.4
くり	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
ペカン	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
アーモンド	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
くるみ	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	40	120.0	56.0	140.0	172.0
その他のスパイス	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他のハーブ	10	1.0	1.0	1.0	1.0
陸棲哺乳類の肉類	0.02	1.2	0.7	1.2	1.2
計		215.5	139.5	220.3	265.4
ADI比 (%)		18.4	40.1	18.0	22.3

高齢者については畜産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成19年	6月21日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：温州みかん、なす、茶、さんしょう、あずき等）
平成19年	7月13日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年	7月19日	食品安全委員会（要請事項説明）
平成19年	11月26日	第9回農薬専門調査会確認評価第二部会
平成20年	7月15日	第41回農薬専門調査会幹事会
平成20年	7月31日	食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成20年	9月11日	食品安全委員会（報告）
平成20年	9月11日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成21年	5月19日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成21年	5月20日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部食生活科学科教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申（案）

アセキノシル

食品名	残留基準値※ ppm
小豆類	0.5
やまいも	0.2
その他のなす科野菜（注1）	1.0
かぼちや	0.5
しろうり	0.7
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜（注2）	0.7
その他の野菜（注3）	0.7
オレンジ	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ	0.4
ネクタリン	1
すもも	0.7
いちご	2
パパイヤ	1
マンゴー	0.5
その他の果実（注4）	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類（注5）	0.02
茶	40
その他のスパイス（注6）	5
その他のハーブ（注7）	10
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類（注8）に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

※今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体（3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン）をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。

（注1）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

（注2）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

（注3）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

（注4）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

（注5）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

（注6）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

（注7）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

（注8）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。